

占用物件の単価表

単位：円

コード	占用物件		単位	占用料単価					
				甲地(市街化区域)			乙地(市街化調整区域)		
				R4	R5	R6～	R4	R5	R6～
44	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	2,200			1,000		
1		第2種電柱		3,400			1,600		
45		第3種電柱		4,600			2,200		
36		第1種電話柱		2,000			930		
46		第2種電話柱		3,200			1,500		
47		第3種電話柱		4,400			2,100		
2		街灯(広告物を添加するものに限る。)		740 810 890			330 360 400		
3		その他の柱類		4,200 4,400			2,100 2,200		
7		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル 1年につき	20			11		
6		地下に設ける電線その他の線類		12			7		
31		路上に設ける変圧器	1個1年につき	1,900			890		
32		地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートル1年につき	1,200			580		
4		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	4,000			1,800		
37		郵便差出箱及び信書便差出箱		1,600			740		
8		架空の管類	外径が0.4メートル未満のもの	790			520		
9			外径が0.4メートル以上のもの	2,000			1,500		
10		その他のもの	占用面積1平方 メートル1年につき	3,100	3,400	3,700	1,400	1,500	1,700
39		外径が0.07メートル未満の管		83			72		
33		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の管		120			100		
34		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の管		180			150		
11	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の管	240			150				

定額

12	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の管		長さ1メートル 1年につき	360			170				
40		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の管			480			220				
13		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の管			830			390				
41		外径が0.7メートル以上1メートル未満の管			1,200			580				
42		外径が1メートル以上の管			2,400			1,100				
35		管に類する物件			2,400			1,100				
14		法第32条第1項第3号に掲げる施設			3,700			2,000				
15	法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの(支柱を含む。)		占有面積1平方 メートル1年につき	1,030	1,100	1,200	510	540	590		
16		アーケード(支柱を含む。)			150	170	180	80	91	96		
17	定率	地下街及び 地下室	階数が1のもの	占有面積1平方 メートル1年につき	0.005			0.005				
			階数が2のもの		0.008			0.008				
			階数が3のもの		0.010			0.010				
18	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1平方 メートル1月につき	5,700			1,900				
19		地下に設ける通路			3,400			850				
20		その他のもの			3,100	3,400	3,700	1,400	1,500	1,700		
21	定額	法第32条第1項第6号に掲げる施設		占有面積1平方 メートル1月につき	1,100			280				
22		看板(アーチであるものを除く。)		表示面積1平方 メートル1年につき	6,000	6,600	7,200	2,280	2,500	2,700		
24		令第7条第1号に掲げる物件	標識(バス停留所標識、サインポール等)		1本1年につき	2,500	2,800	3,000	940	1,100		
25			アーチ	車道を横断するもの		1基1月につき	8,500	9,400	10,200	4,250	4,700	5,100
26				その他のもの			4,300	4,700	5,200	2,150	2,400	2,600
なし	令第7条第2号に掲げる発電設備		占有面積1平方 メートル1年につき	3,700			1,700					
なし	定率	令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方 メートル1年につき	0.033			0.033				
27	定額	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方 メートル1月につき	1,100			280				
28		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			400			180				

29	定率	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		0.011	0.014
ない			上空に設けるもの		0.023	0.023
新設			地下(トンネルの上の地下を除く)に設けるもの	階数が1のもの	0.005	0.005
				階数が2のもの	0.008	0.008
				階数が3のもの	0.010	0.010
43		その他のもの		0.033	0.033	
30		令第7条第9号に掲げる施設	建築物	0.011	0.014	
			その他のもの	0.008	0.010	
30		令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	0.023	0.023	
			その他のもの	0.008	0.010	
38		令第7条第12号に掲げる器具		0.033	0.033	

占用面積1平方メートル1年につき